

沼市長寿第40号  
令和2年5月7日

市内居宅介護支援事業所	管理者	様
市内介護予防・生活支援総合事業所	管理者	様
市内地域包括支援センター	センター長	様

沼津市長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる介護予防・生活支援サービス事業  
の取り扱いについて（通知）

日頃から、沼津市における高齢者福祉の充実にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービスの運営及び請求については、厚生労働省発出の通知に沿ってのご対応等をお願いしているところです。

これらを受けまして、介護予防・生活支援サービス事業につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうまでの当面の間、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」を準用して運用・請求いただくようお願い申し上げます。

なお、自主休業の取り扱いを行う際は事前により下記までご連絡ください。

また、本通知による扱いは臨時的なものであり、実施の際には利用者の意向が前提にあることから、十分に説明をした上で実施することが求められることを申し添えます。

〒410-8601

静岡県沼津市御幸町16番1号

沼津市長寿福祉課 高齢者支援係

電話：055-934-4866

FAX：055-935-0335

問1 新型コロナウイルスの発生に伴い、沼津市介護予防・生活支援サービス事業において訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の請求方法はどのようなになるのか。

新型コロナウイルスの発生に伴い、事業を休業した場合については、契約開始または解除した場合と同様の取り扱いとなります。

問2 通所型サービス事業所が、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合について、沼津市介護予防・生活支援サービス事業での取り扱いはどのようなになるのか。

利用者等の意向を確認した上で、提供したサービスについて、計画に位置付けられている回数については、介護予防通所サービス相応の報酬の算定が可能です。

なお、沼津市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分はありませんので、原則として計画に位置付けた単位数を算定することになります。

問3 通所型サービス事業所が、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、沼津市介護予防・生活支援サービス事業での取り扱いはどのようなになるのか。

通所介護と同様に、利用者等の意向を確認した上で、健康状態・直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめ計画に位置付けた利用日については、介護予防通所サービス相応の算定が可能です。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくことが必要です。

なお、沼津市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分はありませんので、原則として計画に位置付けた単位数を算定することになります。

問4 通所型サービス事業所が、都道府県から休業要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、あらかじめ計画に位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の報酬を算定することが可能か。

上記問3のとおり、沼津市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分はありませんので、算定は1日1回までとなります。